

和歌山県労働委員会会長 様

被申立人本人名が原則です。

被申立人

団体名（又は氏名） 〇〇株式会社

代表者 職氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

正確に記載してください。

答 弁 書

当事者の表示

申立人 〒
住所（所在地）
氏名又は団体名
代表者職氏名
電話番号
ファックス番号

被申立人 〒
住所（所在地）
氏名又は団体名
代表者職氏名
電話番号
ファックス番号

電話番号及びファックス番号は、連絡の
取れる番号を記載してください。

上記当事者間の和労委 年（不）第 号 不当労働行為救済申
立事件について、被申立人は次のとおり答弁する。

第1 請求する救済の内容に対する答弁

（棄却命令を求める場合）

本件申立てを棄却する。

との命令を求める。

又は

（却下命令を求める場合）

本件申立てを却下する。

との命令を求める。

命令の主文に相当しますので、労働委員会にどの
ような命令（決定）を出してもらいたいのか、求め
る命令（決定）を明確に記載してください。

○申立てに理由がない場合

→棄却命令を求める。

○申立てが労働委員会規則第33条第1項に定めら
れている却下事由に該当する場合

→却下を求める。

最後に、「との命令を求める。」と記載
してください。

第2 不当労働行為を構成する具体的事実に対する答弁

1 「1 ○○○」に対する答弁

- (1) (1)については認める。
- (2) (2)については否認する。申立人が主張する○○年○○月○○日付け○○○○は、～に過ぎず、●●の意図はなかった。

2 「2 ○○○○○○」に対する答弁

- (1) (1)のうち、「▲▲▲」については認め、「◆◆◆◆」については否認し、その他は不知。
- (2) (2)については□□□。

【答弁について】

申立人の主張することについて、

○そのとおりである場合→「認める」

○そのとおりでない場合→「否認する」※ 否認する部分について、被申立人の主張を記載してください。

○知らない場合→「不知」

第3 被申立人の主張

「2 不当労働行為を構成する具体的事実に対する答弁」において、記載しきれない主張については、こちらに記載してください。

第4 立証方法

証拠説明書記載の書証
その他必要に応じて提出する。
又は
追って立証する。

いつ、どこで、誰が、誰に、どのような問題について、どういう意図で、何をして、どうなったか等、行為の日時、内容等を特定して、できるだけ具体的にかつ簡潔、明確に記載してください。

例1：申立てと同時に提出する場合
※ 書証を提出する際は、併せて証拠説明書を提出してください。

例2：申立てと同時に提出しない場合